平成２２年（フ）第９５２号
埼玉県川越市大字南大塚1496番地63
債務者　伊藤ラニー
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９６０号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目２番34号　カナディアンホームⅠ―101、前住所埼玉県富士見市鶴馬２丁目２番34号　カナディアンホームⅡ―102
債務者　中島　政來
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９７５号
埼玉県狭山市新狭山２丁目19番地の25
債務者　大森光一郎
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１４号
千葉県成田市加良部４丁目22番地　２棟403号
債務者　畑田　信行
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３３６号
千葉県成田市本城32番地33
債務者　村川　久子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８８号
千葉県白井市南山１丁目９番10棟501号
債務者　沢木　秀雄
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０６号
千葉県佐倉市表町４丁目13番３号　なの花ハイツ202
債務者　中井　香織
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０９号
千葉県成田市郷部618番地３
債務者　戸田ゆう子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１３号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　11棟103号
債務者　新井　二郎
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１７号
千葉県印西市笠神761番地
債務者　岩井　　亮
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１９号
千葉県印西市笠神761番地
債務者　岩井　京子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２０号
千葉県印西市笠神761番地
債務者　岩井　美歩
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２４号
千葉県成田市三里塚御料１番地307　エアポートマルタⅡ102号
債務者　藤野アントニオこと　カルデナスフジノ，リンデルアントニオ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２５号
千葉県成田市三里塚御料１番地307　エアポートマルタⅡ102号
債務者　カルデナスフジノ美和
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２４５号
千葉県旭市神宮寺6780番地11
債務者　立野　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４６号
千葉県旭市神宮寺6780番地11
債務者　立野　明美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４９号
千葉県東金市川場1021番地２　メゾン・ド・パレス102
債務者　中道　　敏
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係